

議会基本条例(素案)市民説明会 報告書

日時：11月10日(土) 午後6時30分～午後8時15分

場所：泉の森ホール2階 大会議室

参加者：市民20人

出席議員：辻野議長、新田副議長、北谷座長、

議会改革検討委員(国賀議員、布田議員、山下議員、中村議員、
岡田議員、中藤議員)

傍聴議員(窪議員、中林議員、松浪議員、野口議員、宮本議員)

*タイムスケジュール

午後6時30分 開始

辻野議長より主催者挨拶 布田議員より進行案内説明
出席議員自己紹介

午後6時35分 国賀PTリーダーより経過報告及び条例(素案)説明

午後7時10分 質疑応答及び意見交換

午後8時10分 北谷座長より閉会挨拶

午後8時15分 閉会

*役割分担

司会：布田議員

条例の説明：国賀議員

記録(書記)：中藤議員、岡田議員

マイク担当：山下議員

写真撮影：中林議員

受付：山下議員、中村議員

*基本条例(素案)説明の概要・・・国賀PTリーダー

議会基本条例を作成するまでの経緯の説明。

基本条例については議会の活性化・開かれた議会・議会からの情報発信(第2条・
第3条・第10条・第11条)及び、泉佐野市議会オリジナルである行政評価(第
12条)と議決責任(第2条第1項第4号)にポイントをおいて説明する。

【基本条例に関連する質疑・応答の概要】

① 二元代表制とは何か。

(回答) 地方議会においては同じ市民から別々の選挙で首長と議員を選出するので二元代表制という。他方、国会は一つの選挙で選ばれた議員が首相を選出する議院内閣制という。市民から選ばれた市長には執行権があり、その権限は絶対的ではある。一方、議会は市長の市政運営に対する監視、チェックと市民の意見を汲み入れて市政に反映させる機関である。

② 第2条第1項第4号に「市民に責任を果す議会を目指し、監視機能を発揮する」とあるが、何か特別な組織はあるのか。

(回答) 特別な組織があるわけではない。地方自治法で定められている議会の本来の役割は監視とチェックである。要するに、市長の独断采配や決定事項に反することをしていないかを監視すること、また、上程される案件が本当に地域住民の福祉の向上につながるのかをチェックすることである。

③ 議員の心得として当たり前的事ばかり書かれているが、当たり前のことを基本条例にししないと議員活動は出来ないのか。

(回答) 原則の箇所は「当たり前」のことが書かれているが、その他の条文に関しては今まで実施していなかったことを取り入れている。

④ 各議員、考え方がそれぞれ違うが、議会(議員)としてまとまるのか。特に、議長・副議長はまとめていけるのか。

(回答) 上程された案件に対して、意見や解釈の相違による温度差は生じる。そういった認識の元、議論を重ねることで全員が認識を深め、より間違えの無い審議に至ることを目指している。

⑤ 市長が先行して提唱するさまざまな案件について議会としての抑止力を発揮する内容は基本条例の中に書かれているのか。

(回答) 第7条第4項の中の「市長等は市政に重要な影響を及ぼす施策を公表しようとするときは議員協議会で報告するよう努めるものとする。」と入れた。皆さんの懸念に応えるため。ただし法的な強制力はない。

⑥ 「第14条の政務活動費について」他市への視察は必要と感じるが、視察後、議会で提案し、泉佐野市でも導入され、市益となり、市民に喜ばれた事例は過去にあるのか。泉佐野市に反映させた事例を示して欲しい。

(回答) 議員個々にはあるが、現時点で回答した場合、議員個人のアピールにもなるので差し控えたい。が、一例を言うと、ごみの有料化(分別・少量化等)の導入については反映されている。

⑦ 視察は委員会別に行っているのか。

(回答) はい、その通り。視察は各常任委員会で行っている。

⑧ 基本条例の内容は市長も知っているのか。

(回答) まだ市長には説明していない。まずは議員で完成させ、市民へ説明をした後、市長へ説明をする。ちなみに来年(平成25年)に説明を予定している。

- ⑨ 基本条例の一部には市長に関することも書かれているので、議会からの一方通行にならないように注意して欲しい。(要望)
- ⑩ 基本条例の説明を市長にする際は公開で実施して欲しい。(要望)

【その他の意見の質疑・応答の概要】

- ① 本会議の一般質問時間は30分では短すぎる。審議を要する案件は徹底的に議論すべきである。

(回答) 指摘された案件は今後、議会内で真摯に議論していきたい。

- ② 正副議長が就任した際は一度、町会連合会に出席して各町会の苦労話などを聴いて欲しい。市長も年3~4回ぐらい出席しているが、正副議長も出席回数を増やし、それを通じて市長と張り合える議会になって欲しい。

(回答) 各町会長の労苦は常に感じているので、参画するように努力する。

- ③ 市長がマスコミに発表する案件の中で、市民に混乱を来す内容も多々あり、遺憾に感じることもある。そのような時、議会側から市長に対して罰則規定を行使するなどの強制力はあるのか。

(回答) 第7条第4項で規定した。市長の権限は絶対であるので、マスコミへの発表を議会が禁止できないが、市長が上程する条例や予算に対して反対し、否決することは可能である。さらには議会との信頼関係を成り立たす意味においては議長が市長等に強く進言することは有効である。

- ④ (市立小・中学校の成績発表について)議会と教育委員会又は校長会との関係はどうなっているのか。市長と教育長との関係について議会はどのような役割を果たしているのか。

(回答) 市長がマスコミに発表して初めて知った。また、同案件については教育委員会と議会との話し合う機会は現在のところ設けていない。議会としての対応は今後して行く。

- ⑤ 維新の会の橋下市長が検討課題としている「小学校の英語教育導入」について、追随するように千代松市長もまた、導入をマスコミに発表することが懸念されるが、議会としても歯止めするように要望する。さらには、橋下市長の動向にも注視して欲しい。

(回答) 橋下市長が発表する内容に追随して千代松市長も発表しているところはある。橋下市長の案件と類似した議案が仮に上程された場合、個々の案件について議員間で賛否が分かれることはあるが、議会としてはしっかりと議論し精査していき

たい。

⑥ 基本条例を作成したならば、市長マスコミ発表も含め、どのような案件でも議会を通すようにして欲しい。(要望)

(回答) 市長の言動をその都度、議会が止めることは出来ないが、議会との円滑な関係保持のため双方が話し合い、理解し合うよう議会としても努力していく。